

令和4年度職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員労働組合連合協議会(県労連)

構成団体

神奈川県教職員組合

神奈川県職員労働組合

神奈川県高等学校教職員組合

自治労神奈川県公営企業労働組合

自治労神奈川県職員労働組合

2 交渉回数

令和4年10月19日から令和4年11月9日まで 12回

3 県の提案及び県労連の主張と合意内容

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき、公民の給与較差(1,064円、0.27%)解消のため、給料表を改定する。	勧告は公務員の労働基本権制約の代償措置であり、勧告内容を完全実施すべき。	公民較差を解消するため、給料表を改定する。 (令和4年4月1日適用)
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> 人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる。 令和4年度分については、12月期に適用したい。 令和5年度以降の期末手当の支給月数は、6月期と12月期で均等に配分したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 勧告は公務員の労働基本権制約の代償措置であり、勧告内容を完全実施すべき。 期末手当の支給月数の引上げにより、較差解消を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる。 (令和4年12月期から適用) 期末手当の支給月数は、6月期と12月期で均等に配分する。 (令和5年4月1日実施)
地域手当	人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき、公民の給与較差(1,064円、0.27%)解消のため、令和4年度の支給率を12.05%に改定する。	勧告は公務員の労働基本権制約の代償措置であり、勧告内容を完全実施すべき。	公民較差を解消するため、支給率を12.05%に改定する。 (令和4年4月1日適用)

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
給与カーブの見直し			
地域手当	人事委員会勧告を実施するとすれば、勧告に基づき、令和5年度の支給率を 12.09% に改定する。	勧告は公務員の労働基本権制約の代償措置であり、勧告内容を完全実施すべき。	支給率を 12.09% に改定する。 (令和5年4月 1 日適用)
主な諸制度の見直し			
教員及び警察官の給料表異動に伴う最高号給超え保障の廃止	教員及び警察官の給料表異動に伴う最高号給を超えた部分の給料の保障は、廃止することとし、激変緩和の観点から所要の経過措置を講ずることとしたい。	給料表間の異動に伴う給与決定基準の改善を図るべき。	教員及び警察官の給料表異動に伴う最高号給を超えた部分の給料の保障は、廃止する。なお、令和6年3月 31 日に最高号給を超えた給与の現給保障の措置を受けていた職員について、同年4月1日に同現給保障の廃止の対象となる場合には、給料表異動、昇格、昇給、退職等により、同現給保障が解消されるまで、保障を継続する措置を講ずる。 (令和 6 年4月1日実施)
私傷病休職時の復職調整の見直し	私傷病休職時の復職調整については、結核性疾患については 1/2 以下、その他の心身の故障による私傷病については 1/3 以下としたい。	影響額が大きいため、慎重に考えるべき。 また、早期に復職できるよう、メンタルヘルス対策の取組を充実すべき。	私傷病休職時の復職調整については、結核性疾患については 1/2 以下、その他の心身の故障による私傷病については 1/3 以下とする。なお、令和5年3月 31 日時点で休職している職員については、従前のおりとする。 (令和5年4月1日実施)
臨時的任用職員等の通勤手当の特例(日割支給)	臨時的任用職員や任期付職員の通勤手当は月単位の支給としており、見直しは困難である。	臨時的任用職員又は育休代替任期付職員が1日に退職し、2日に新たに採用された場合、その月の月初から月末まで勤務しているにもかかわらず、その月の通勤手当が支給されないのは不合理である。	各月の初日に任用が終了し、引き続き各月の2日に任用される臨時的任用職員、育休代替任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付職員については、通勤手当を当月分から支給するものとする。 (令和5年4月1日実施)

項目	県の主な提案	県労連の主な主張	合意内容
主な諸制度の見直し			
臨時的任用職員 の年次休暇	臨時的任用職員の年次休暇について、これ以上の改善は難しい。	臨時的任用職員の年次休暇を常勤準拠とすべき。	臨時的任用職員の年次休暇については、1の年に20日、年の中途において新たに臨時的任用職員となった場合は任用期間に応じた日数を取得できるものとする。 (令和5年4月1日実施)
暫定再任用職員等の子の看護休暇及び短期介護休暇の有給化	任期や勤務時間に応じて一部を有給としており、これ以上の改善は難しい。	暫定再任用職員の短期介護休暇の日数を拡充し、すべて有給化すべき。	暫定再任用職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員の子の看護休暇及び短期介護休暇を、全て有給休暇とするものとする。 (令和5年4月1日実施)
暫定再任用職員等の育児休暇の有給化	これ以上の休暇の改善は難しい。	仕事と家庭の両立支援のための制度を拡充すべき。	暫定再任用職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員の育児休暇を、有給休暇とするものとする。 (令和5年4月1日実施)
暫定再任用職員等のボランティア休暇	これ以上の休暇の新設は困難である。	再任用職員の休暇を常勤職員準拠とすべき。	暫定再任用職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員のボランティア休暇については、任用期間の定めのない常勤職員と同様に措置するものとする。 (令和5年4月1日実施)